令和7年5月分

令和7年6月27日発行

ハローワークちばみなみ



求人・求職のバランス、賃金情報

☆　**職種別求人・求職・賃金バランスシート**

５月中に新たに受理した求人票の下限及び上限の平均賃金（税込み）、求職票の月額最低希望賃金（税込み）平均値及び求人、求職のパート賃金（時間給）です。

☆　**有効求人・有効求職のバランス**

☆　**産業別求人賃金一覧表**

☆　**中途採用時賃金月額**

令和７年１月～令和７年３月の雇用保険被保険者資格取得者（新規学卒を除く）採用時賃金の平均値（税込み）です。

毎月決まって支払われる各種手当を含み、超過勤務手当、賞与及び臨時の賃金を除きます。

☆　**新規学校卒業者初任給情報**

令和７年３月～令和７年５月の雇用保険被保険者資格取得者のうち、新規学卒者の採用時賃金の平均値（税込み）です。

毎月決まって支払われる各種手当を含み、超過勤務手当、賞与及び臨時の賃金を除きます。

☆　**千葉県の最低賃金一覧表**

千葉県内のすべての事業場で働く労働者に適用される「千葉県最低賃金」、特定の業種の事業場で働く労働者に適用される「特定（産業別）最低賃金」の一覧表です。

☆　**地域別最低賃金一覧（47 都道府県）**

都道府県別最低賃金の改定状況です。

千葉南公共職業安定所　〒２６０－０８４２　千葉市中央区南町２－１６－３
海気館蘇我駅前ビル３階・４階
TEL　０４３－３００－８６０９
FAX　０４３－３００－８６１９

職種別求人・求職・賃金バランスシート

ハローワーク千葉南

2025年05月

常用的フルタイム			常用的フルタイム（月額：円）			職　種	常用的パートタイム			常用的パートタイム（時間：円）		
有効求人	有効求職	求人倍率	新規求人賃金 上限	新規求人賃金 下限	求職希望賃金		有効求人	有効求職	求人倍率	新規求人賃金 上限	新規求人賃金 下限	求職希望賃金
4,339	**4,441**	**0.98**	**313,667**	**229,909**	**240,290**	**職　業　計**	**2,235**	**3,057**	**0.73**	**1,435**	**1,254**	**1,190**
10	**38**	**0.26**	**333,333**	**230,000**	**305,000**	**A管理的職業従事者**	**0**	**4**	**－**	**0**	**0**	**0**
0	1	－	0	0	0	01管理的公務員	0	1	－	0	0	0
0	3	－	0	0	0	02法人・団体役員	0	0	－	0	0	0
8	23	0.35	350,000	230,000	375,000	03法人・団体管理職員	0	1	－	0	0	0
2	11	0.18	300,000	230,000	235,000	04その他の管理的職業従事者	0	2	－	0	0	0
852	**630**	**1.35**	**348,459**	**248,328**	**265,000**	**B専門的・技術的職業従事者**	**334**	**299**	**1.12**	**1,661**	**1,485**	**1,464**
2	5	0.40	302,000	252,000	0	05研究者	0	4	－	0	0	0
0	1	－	0	0	250,000	06農林水産技術者	0	1	－	0	0	0
22	20	1.10	419,667	264,000	270,000	07製造技術者（開発）	0	10	－	0	0	1,250
12	55	0.22	480,350	193,300	240,000	08製造技術者（開発を除く）	0	11	－	0	0	1,200
197	45	4.38	428,483	250,726	300,000	09建築・土木・測量技術者	3	14	0.21	1,367	1,159	1,538
35	104	0.34	0	0	307,895	10情報処理・通信技術者	0	16	－	0	0	1,500
8	6	1.33	295,000	223,500	250,000	11その他の技術者	3	5	0.60	1,200	1,200	0
9	5	1.80	369,000	283,000	350,000	12医師，歯科医師，獣医師，薬剤師	6	13	0.46	0	0	1,900
166	85	1.95	324,459	259,847	281,765	13保健師，助産師，看護師	113	68	1.66	1,881	1,614	1,572
61	31	1.97	320,848	252,869	334,000	14医療技術者	40	12	3.33	2,152	1,959	1,350
24	27	0.89	232,367	205,700	241,667	15その他の保健医療従事者	12	6	2.00	1,311	1,211	1,150
294	95	3.09	307,933	240,730	223,158	16社会福祉専門職業従事者	128	74	1.73	1,307	1,209	1,300
0	1	－	0	0	0	17法務従事者	1	0	－	0	0	0
1	7	0.14	280,000	200,000	500,000	18経営・金融・保険専門職業従事者	0	5	－	0	0	0
10	17	0.59	0	0	245,000	19教員	23	14	1.64	1,792	1,550	2,125
0	0	－	0	0	0	20宗教家	0	0	－	0	0	0
0	6	－	0	0	250,000	21著述家，記者，編集者	0	3	－	0	0	0
3	60	0.05	0	0	210,000	22美術家，デザイナー，写真家，映像撮影者	2	15	0.13	0	0	1,026
0	1	－	0	0	0	23音楽家，舞台芸術家	0	0	－	0	0	0
8	59	0.14	367,500	257,500	206,000	24その他の専門的職業従事者	3	28	0.11	0	0	1,163
299	**1,295**	**0.23**	**265,437**	**209,874**	**224,293**	**C事務従事者**	**174**	**823**	**0.21**	**1,286**	**1,173**	**1,165**
181	1,102	0.16	243,346	201,386	220,536	25一般事務従事者	108	702	0.15	1,273	1,180	1,153
33	80	0.41	283,206	230,482	236,875	26会計事務従事者	12	50	0.24	1,358	1,164	1,211
27	26	1.04	369,438	236,975	232,500	27生産関連事務従事者	4	16	0.25	0	0	1,293
16	52	0.31	235,000	196,500	251,000	28営業・販売事務従事者	5	17	0.29	0	0	1,210
0	0	－	0	0	0	29外勤事務従事者	0	0	－	0	0	0
41	8	5.13	288,612	209,706	300,000	30運輸・郵便事務従事者	1	5	0.20	1,080	1,080	0
1	27	0.04	0	0	233,333	31事務用機器操作の職業	44	33	1.33	1,338	1,163	1,267
252	**222**	**1.14**	**313,052**	**207,440**	**264,444**	**D販売従事者**	**52**	**123**	**0.42**	**1,145**	**1,090**	**1,121**
110	113	0.97	320,768	193,938	228,000	32商品販売従事者	46	113	0.41	1,126	1,092	1,105
1	3	0.33	0	0	0	33販売類似職業従事者	1	0	－	0	0	0
141	106	1.33	299,164	231,744	310,000	34営業職業従事者	5	10	0.50	1,300	1,076	1,300
558	**344**	**1.62**	**250,340**	**214,480**	**229,500**	**Eサービス職業従事者**	**878**	**320**	**2.74**	**1,465**	**1,197**	**1,157**
0	0	－	0	0	0	35家庭生活支援サービス職業従事者	6	0	－	2,700	1,300	0
375	101	3.71	257,540	217,395	237,826	36介護サービス職業従事者	562	90	6.24	1,636	1,242	1,246
66	23	2.87	205,587	189,368	232,500	37保健医療サービス職業従事者	53	12	4.42	1,358	1,142	1,138
11	29	0.38	300,000	220,000	225,000	38生活衛生サービス職業従事者	18	13	1.38	1,292	1,109	1,191
28	73	0.38	254,819	210,111	239,375	39飲食物調理従事者	103	96	1.07	1,169	1,119	1,100
39	52	0.75	240,014	213,312	208,333	40接客・給仕職業従事者	95	45	2.11	1,224	1,169	1,160
4	18	0.22	226,300	226,300	190,000	41居住施設・ビル等管理人	1	17	0.06	1,200	1,200	1,116
35	48	0.73	298,550	262,000	200,000	42その他のサービス職業従事者	40	47	0.85	1,208	1,184	1,136
128	**48**	**2.67**	**244,387**	**205,924**	**195,000**	**F保安職業従事者**	**158**	**42**	**3.76**	**1,348**	**1,182**	**1,147**
0	0	－	0	0	0	43自衛官	0	0	－	0	0	0
0	0	－	0	0	0	44司法警察職員	0	0	－	0	0	0
128	48	2.67	244,387	205,924	195,000	45その他の保安職業従事者	158	42	3.76	1,348	1,182	1,147
8	**31**	**0.26**	**298,500**	**179,100**	**197,500**	**G農林漁業従事者**	**17**	**32**	**0.53**	**1,514**	**1,155**	**1,073**
8	29	0.28	298,500	179,100	197,143	46農業従事者	17	30	0.57	1,514	1,155	1,073
0	2	－	0	0	200,000	47林業従事者	0	2	－	0	0	0
0	0	－	0	0	0	48漁業従事者	0	0	－	0	0	0
707	**261**	**2.71**	**337,868**	**223,918**	**244,722**	**H生産工程従事者**	**69**	**76**	**0.91**	**1,159**	**1,117**	**1,202**
12	10	1.20	385,000	270,000	0	49生産設備制御・監視従事者（金属製品）	0	0	－	0	0	0
75	13	5.77	292,971	210,862	200,000	50生産設備制御・監視従事者（金属製品を除く）	1	3	0.33	0	0	1,200
0	5	－	0	0	350,000	51機械組立設備制御・監視従事者	0	2	－	0	0	1,080
147	39	3.77	350,767	228,126	258,333	52製品製造・加工処理従事者（金属製品）	19	5	3.80	0	0	1,150
88	57	1.54	299,506	204,710	257,143	53製品製造・加工処理従事者（金属製品を除く）	27	34	0.79	1,200	1,200	1,095
42	31	1.35	339,667	229,800	200,000	54機械組立従事者	1	7	0.14	1,200	1,076	1,088
254	37	6.86	347,935	224,543	241,667	55機械整備・修理従事者	16	9	1.78	0	0	1,250
20	7	2.86	389,633	286,867	250,000	56製品検査従事者（金属製品）	0	2	－	0	0	1,200
14	11	1.27	224,862	220,788	325,000	57製品検査従事者（金属製品を除く）	3	5	0.60	1,076	1,076	1,367
1	3	0.33	0	0	0	58機械検査従事者	0	1	－	0	0	0
54	48	1.13	338,500	217,500	215,714	59生産関連・生産類似作業従事者	2	8	0.25	0	0	1,400
422	**225**	**1.88**	**292,376**	**242,903**	**251,081**	**I輸送・機械運転従事者**	**217**	**87**	**2.49**	**1,320**	**1,247**	**1,188**
0	1	－	0	0	0	60鉄道運転従事者	0	0	－	0	0	0
317	104	3.05	301,516	249,830	280,000	61自動車運転従事者	211	58	3.64	1,324	1,249	1,204
0	0	－	0	0	0	62船舶・航空機運転従事者	0	0	－	0	0	0
61	60	1.02	222,979	202,979	235,789	63その他の輸送従事者	0	11	－	0	0	1,200
44	60	0.73	300,865	241,948	247,143	64定置・建設機械運転従事者	6	18	0.33	1,200	1,200	1,154
800	**95**	**8.42**	**381,675**	**255,463**	**236,111**	**J建設・採掘従事者**	**18**	**17**	**1.06**	**2,009**	**1,795**	**1,092**
157	14	11.21	415,660	254,030	250,000	65建設躯体工事従事者	0	1	－	0	0	1,100
256	30	8.53	370,070	268,268	260,000	66建設従事者（建設躯体工事従事者を除く）	14	7	2.00	2,009	1,795	1,076
159	18	8.83	364,042	243,662	237,500	67電気工事従事者	2	4	0.50	0	0	1,100
228	33	6.91	398,862	249,090	214,286	68土木作業従事者	2	5	0.40	0	0	0
0	0	－	0	0	0	69採掘従事者	0	0	－	0	0	0
303	**526**	**0.58**	**273,327**	**228,260**	**216,582**	**K運搬・清掃・包装等従事者**	**318**	**652**	**0.49**	**1,184**	**1,130**	**1,100**
168	182	0.92	294,909	237,272	242,500	70運搬従事者	34	67	0.51	1,222	1,169	1,190
45	69	0.65	259,638	224,950	173,333	71清掃従事者	87	178	0.49	1,148	1,103	1,057
15	7	2.14	221,500	221,500	0	72包装従事者	52	25	2.08	1,076	1,076	1,100
75	268	0.28	245,006	211,533	211,282	73その他の運搬・清掃・包装等従事者	145	382	0.38	1,216	1,151	1,114

✤求人賃金は当月中に新たに受付けた求人の所定内賃金の上限・下限の平均値。 数値は常用（新規学卒、臨時・季節を除く）。

✤求職希望賃金は当月中に新たに受付けた求職の最低希望賃金（税込み）の平均値。

有効求人 ・ 有効求職のバランス （令和7年5月分）

ハローワーク千葉南

グラフ 1 常 用

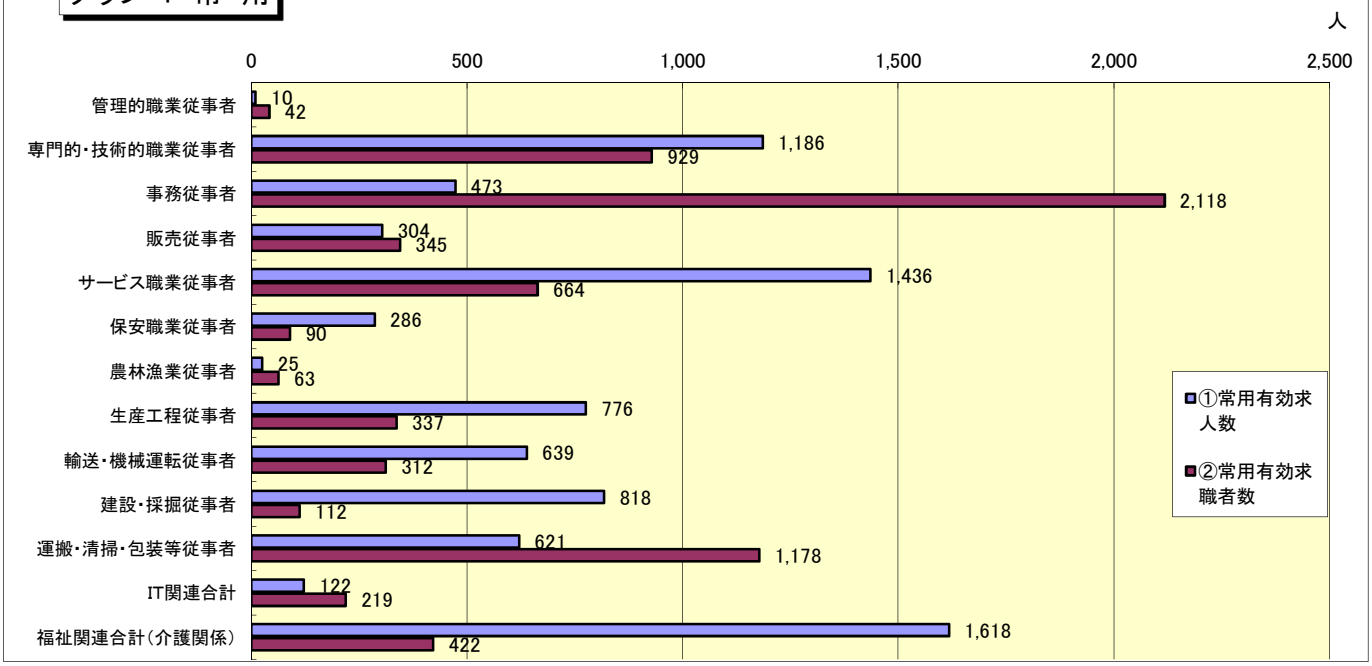
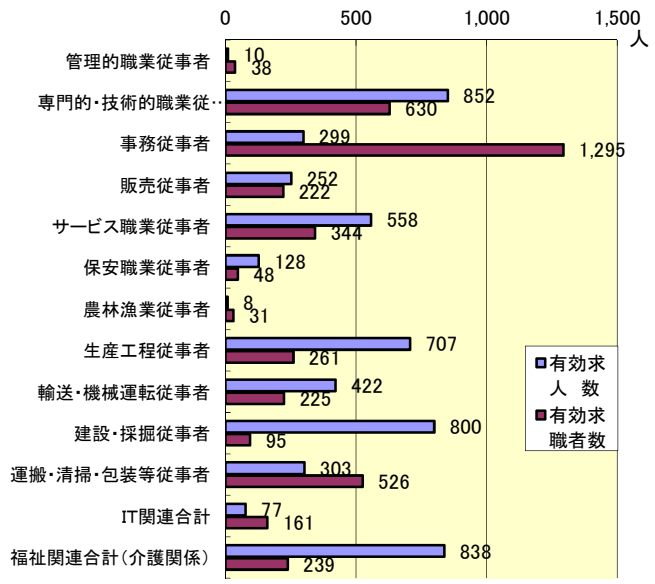


表 有効求人数・有効求職者数・有効求人倍率（常用）

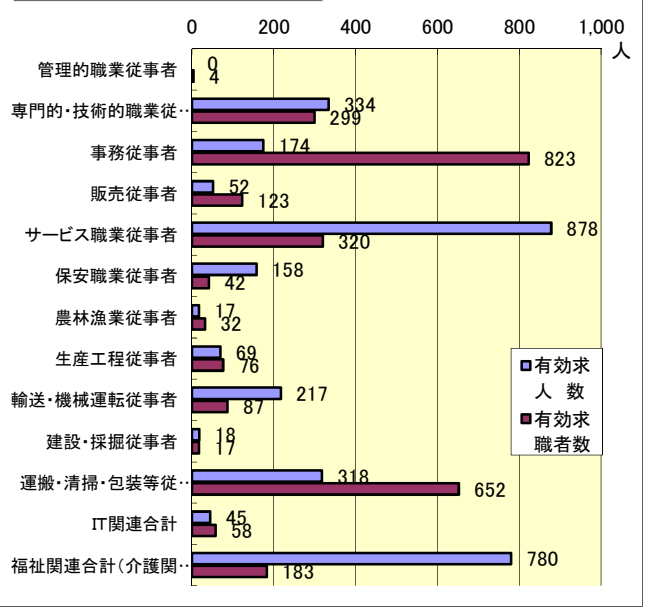
	①常用有効求人数	②常用有効求職者数	③有効求人倍率	④うちパートタイムを除く常用			⑤うち常用的パートタイム		
				有効求人数	有効求職者数	有効求人倍率	有効求人数	有効求職者数	有効求人倍率
合　計	6,574	6,190	1.06	4,339	3,715	1.17	2,235	2,475	0.90
管理的職業従事者	10	42	0.24	10	38	0.26	0	4	0.00
専門的・技術的職業従事者	1,186	929	1.28	852	630	1.35	334	299	1.12
事務従事者	473	2,118	0.22	299	1,295	0.23	174	823	0.21
販売従事者	304	345	0.88	252	222	1.14	52	123	0.42
サービス職業従事者	1,436	664	2.16	558	344	1.62	878	320	2.74
保安職業従事者	286	90	3.18	128	48	2.67	158	42	3.76
農林漁業従事者	25	63	0.40	8	31	0.26	17	32	0.53
生産工程従事者	776	337	2.30	707	261	2.71	69	76	0.91
輸送・機械運転従事者	639	312	2.05	422	225	1.88	217	87	2.49
建設・採掘従事者	818	112	7.30	800	95	8.42	18	17	1.06
運搬・清掃・包装等従事者	621	1,178	0.53	303	526	0.58	318	652	0.49
IT関連合計	122	219	0.56	77	161	0.48	45	58	0.78
福祉関連合計（介護関係）	1,618	422	3.83	838	239	3.51	780	183	4.26

※その他の職業を除く。IT関連合計、福祉関連合計は内数。

グラフ 2 パートタイムを除く常用



グラフ 3 常用的パートタイム



産 業 別 求 人 賃 金 一 覧 表

令和7年5月分

ハローワーク千葉南

産業別	一般（パートを除く）[月額：円]	パートタイマー[時間額：円]
D 建設業	313,000	1,420
総合工事業	315,000	1,430
E 製造業	280,000	1,190
食料品製造業	288,000	1,200
繊維工業	－	－
パルプ・紙・紙加工品製造業	199,000	1,080
印刷・同関連業	210,000	－
化学工業	274,000	－
プラスチック製品製造業	234,000	1,140
金属製品製造業	292,000	1,170
生産用機械器具製造業	353,000	－
電気機械器具製造業	220,000	－
（民生用電気機器等）	－	－
（電子機器等）	230,000	－
輸送用機械器具製造業	270,000	－
（自動車・同附属品製造業）	270,000	－
（精密機械器具等）	－	－
その他の製造業	253,000	－
G 情報通信業	235,000	－
H 運輸業，郵便業	262,000	1,330
I 卸売業，小売業	272,000	1,150
卸売業	288,000	1,190
小売業	269,000	1,130
J 金融業，保険業	195,000	－
K 不動産業，物品賃貸業	271,000	1,170
M 宿泊業，飲食サービス業	219,000	1,200
宿泊業	185,000	1,210
飲食店	246,000	1,200
O 教育，学習支援業	291,000	1,410
P 医療，福祉	255,000	1,420
医療業	242,000	1,380
社会保険・社会福祉・介護事業	262,000	1,440
Q 複合サービス事業	176,000	－
R サービス業（他に分類されないもの）	258,000	1,190

（注）令和5年7月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分

中 途 採 用 時 賃 金 月 額

【 令和7年1月～令和7年3月 】

千葉労働局

（単位：千円）

区分		年齢計	19歳以下	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上	対象者数（単位：人）
産業別	農業、林業、漁業	223	181	208	214	213	237	247	238	213	255	330	175	249
	鉱業、採石業、砂利採取業	260	0	0	0	300	0	0	0	0	0	0	250	5
	建設業	273	219	236	259	282	291	303	300	296	300	287	253	3,610
	製造業	264	206	218	243	269	265	280	285	296	302	301	230	2,229
	電気・ガス・熱供給・水道業	323	257	242	272	253	258	220	444	635	449	216	0	44
	情報通信業	299	170	222	261	283	349	362	422	445	346	262	224	235
	運輸業、郵便業	272	235	244	261	267	284	281	286	278	276	273	240	2,513
	卸売業、小売業	254	200	218	241	261	270	270	265	275	261	263	214	3,054
	金融業、保険業	233	222	200	220	250	218	270	221	216	270	218	199	274
	不動産業、物品賃貸業	274	205	223	261	265	284	296	302	315	277	295	269	547
	学術研究、専門・技術サービス業	283	220	231	253	264	291	295	336	310	346	271	252	733
	宿泊業、飲食サービス業	253	205	233	242	263	263	275	272	248	272	255	227	867
	生活関連サービス業、娯楽業	257	235	233	246	259	269	287	283	261	282	260	182	761
	教育、学習支援業	258	205	218	240	270	254	297	269	258	246	258	350	268
	医療、福祉	256	203	225	265	273	267	260	259	254	253	250	213	5,669
	複合サービス事業	223	189	211	223	231	235	264	231	223	126	226	123	61
	サービス業（他に分類されないもの）	235	197	217	234	242	252	243	256	247	249	234	188	2,313
	公務（他に分類されるものを除く）・その他	224	0	192	247	300	261	256	249	225	190	208	158	58
職業別	専門的・技術的職業	283	203	234	276	296	292	297	292	292	297	306	252	4,688
	管理的職業	353	262	252	269	348	322	392	374	439	426	351	271	433
	事務的職業	260	203	224	251	263	261	265	273	269	274	278	242	3,078
	販売の職業	253	203	221	243	258	261	269	265	269	270	269	230	1,613
	サービスの職業	241	207	217	235	246	259	256	259	245	243	237	197	6,146
	保安の職業	209	235	217	223	232	230	215	219	217	223	193	175	280
	農林漁業の職業	220	189	205	214	221	238	253	229	231	262	238	134	277
	運輸・通信の職業	263	216	250	259	265	278	271	278	271	263	248	215	2,469
	生産工程・労務の職業	258	217	229	248	263	272	276	281	271	282	263	250	4,506
規模別	4人以下	268	231	241	260	278	287	283	284	274	280	262	228	2,769
	5～ 29人	258	207	227	251	267	263	269	278	275	276	264	212	7,949
	30～ 99人	260	213	225	245	258	268	275	273	275	273	270	241	5,310
	100～299人	258	212	225	246	258	262	274	276	275	271	266	230	3,429
	300～499人	260	230	238	259	267	288	273	276	259	254	240	194	1,260
	500～999人	266	179	224	270	280	290	284	269	261	253	264	207	1,384
	1,000人以上	252	174	204	249	286	298	279	272	225	246	238	199	1,389

※基礎データが少ないために、金額が突出的に高く、または低くなっていることがあります。

新規学校卒業者初任給情報 【令和7年3月卒業者】

ハローワーク千葉南・千葉労働局

月額（単位：千円）

地域別・学歴別 / 産業・職業・規模別		ハローワーク千葉南				千葉労働局			
		中　学	高　校	短　大	大　学	中　学	高　校	短　大	大　学
合　　計		－	213	235	263	183	211	226	250
産業別	農業、林業、漁業	－	－	＊　228	－	－	201	223	231
	鉱業、採石業、砂利採取業	－	－	－	－	－	＊　198	－	＊　241
	建設業	－	202	＊　238	262	＊　172	228	236	268
	製造業	－	217	230	254	－	210	222	249
	電気・ガス・熱供給・水道業	－	＊　241	－	－	－	212	＊　265	253
	情報通信業	－	－	＊　200	＊　222	－	220	213	243
	運輸業、郵便業	－	216	＊　206	264	－	218	222	248
	卸売業、小売業	－	203	248	247	＊　189	208	212	241
	金融業、保険業	－	－	－	－	－	215	＊　214	249
	不動産業、物品賃貸業	－	－	＊　215	＊　245	＊　200	213	220	257
	学術研究、専門・技術サービス業	－	200	＊　211	228	－	210	221	244
	宿泊業、飲食サービス業	－	＊　190	＊　260	＊　227	＊　195	211	229	236
	生活関連サービス業、娯楽業	－	218	227	＊　228	－	209	223	240
	教育、学習支援業	－	－	261	＊　265	－	202	237	262
	医療、福祉	－	202	230	275	＊　196	203	231	255
	複合サービス事業	－	＊　201	－	＊　206	－	200	＊　213	227
	サービス業（他に分類されないもの）	－	203	＊　245	257	－	218	218	246
	公務（他に分類されるものを除く）、その他	－	－	－	－	－	－	－	＊　239
職業別	専門的・技術的職業	－	214	239	274	＊　190	211	231	256
	管理的職業	－	＊　202	－	＊　350	－	215	226	298
	事務的職業	－	213	224	243	－	208	213	246
	販売の職業	－	199	255	250	－	211	216	244
	サービスの職業	－	206	226	248	＊　203	208	227	241
	保安の職業	－	－	－	＊　246	＊　200	222	222	237
	農林漁業の職業	－	－	＊　223	＊　216	－	＊　205	221	225
	運輸・通信の職業	－	201	＊　201	＊　224	＊　190	217	216	241
	生産工程・労務の職業	－	221	240	248	＊　164	214	225	246
規模別	29人以下	－	195	230	235	＊　171	211	227	243
	30人～99人	－	212	232	240	＊　200	210	227	249
	100人～299人	－	214	223	260	－	210	226	248
	300人以上	－	216	245	271	－	213	224	251
対　象　人　員　（人）		0	425	166	367	12	2,666	2,107	6,228

（注1）　賃金欄の「＊」は対象人員が10人未満であることを、また「－」は対象者がいないことを表しています。

（注2）　毎月決まって支払われる各種手当を含み、超過勤務手当、賞与及び臨時の賃金を除きます。

千葉県の最低賃金一覧表 みんなチェック！最低賃金。

最低賃金件名	最低賃金額 時間額（円）	発効年月日	最低賃金の適用について
〔地域別最低賃金〕 千葉県最低賃金	1,076	令和 6.10.1	千葉県内の事業場で働くすべての労働者及びその使用者に適用されます。ただし、特定最低賃金が設定されている産業の労働者及びその使用者には、該当する特定最低賃金が適用されます。

特定最低賃金	調味料製造業 （味そ製造業を除く。）	1,076	令和 6.10.1	*調味料製造業の特定最低賃金(889 円)は、令和６年度は改正されないため、この額を上回る「千葉県最低賃金(1,076 円)」が適用されます。
	鉄鋼業	1,147	令和 6.12.25	次に掲げる者は「千葉県最低賃金」の適用となります。 （１）18 歳未満又は 65 歳以上の者 （２）雇入れ後６月未満の者であって、技能習得中のもの （３）清掃又は片付けの業務に主として従事する者
	はん用機械器具、生産用機械器具製造業 ※注①	1,076	令和 6.10.1	*はん用機械器具、生産用機械器具製造業の特定最低賃金(922 円)は、令和６年度は改正されないため、この額を上回る「千葉県最低賃金(1,076 円)」が適用されます。
	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 （電球・電気照明器具製造業、電気計測器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）	1,105	令和 6.12.25	次に掲げる者は「千葉県最低賃金」の適用となります。 （１）から（３）は鉄鋼業に同じ （４）次に掲げる業務に主として従事する者 イ　主として手作業による又は手工具若しくは小型電動工具、操作が容易な小型機械を使用して行う部品の組立て又は加工業務のうち、組線、巻線、端末処理、はんだ付け、取付け、穴あけ、みがき、刻印打ち、かしめ、バリ取り、材料の送給、選別の業務 ロ　塗油、検品の業務 ハ　手作業による袋詰め、包装の業務 ニ　軽易な運搬、部品等の整理、賄い等の雑役業務
	計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業、眼鏡製造業	1,076	令和 6.10.1	*計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業、眼鏡製造業の特定最低賃金(887 円)は、令和６年度は改正されないため、この額を上回る「千葉県最低賃金(1,076 円)」が適用されます。
	各種商品小売業 ※注②	1,076	令和 6.10.1	*各種商品小売業(848 円)は、令和６年度は改正されないため、この額を上回る「千葉県最低賃金(1,076 円)」が適用されます。
	自動車（新車）小売業	1,076	令和 6.10.1	*自動車(新車)小売業(922 円)は、令和６年度は改正されないため、この額を上回る「千葉県最低賃金(1,076 円)」が適用されます。

※注①　はん用機械器具製造業…家庭用エレベータ製造業、冷凍機・温湿調整装置製造業、その他のはん用機械・同部分品製造業（他に分類されないはん用機械・装置製造業を除く）及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く

生産用機械器具製造業…建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用ショベルトラック製造業、縫製機械製造業のうち毛糸手編機械製造業、生活関連産業用機械製造業のうち包装・荷造機械製造業、その他の生産用機械・同部分品製造業のうち金属用金型・同部分品・附属品製造業、非金属用金型・同部分品・附属品製造業、ロボット製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く

※注②　各種商品小売業…衣・食・住にわたる各種の商品を小売する事業所で、その事業所の性格上いずれが主たる販売商品であるかが判別できない事業所

◎　賃金を上記最低賃金額と比較する場合、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、時間外勤務手当、休日出勤手当、深夜手当、１か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）や臨時に支払われる賃金（結婚手当など）は除外します。

詳しくは、千葉労働局賃金室　TEL043－221－2328
または最寄りの労働基準監督署へお尋ねください

厚生労働省
最低賃金特設サイト

千葉労働局

労働基準監督署

地域別最低賃金一覧（47都道府県）

（　）内は、令和5年に改定された最低賃金額

都道府県名	最低賃金額（円）	引上げ額（円）	発効年月日
北海道	1,010（960）	50	令和6年 10月1日
青　森	953（898）	55	令和6年 10月5日
岩　手	952（893）	59	令和6年 10月27日
宮　城	973（923）	50	令和6年 10月1日
秋　田	951（897）	54	令和6年 10月1日
山　形	955（900）	55	令和6年 10月19日
福　島	955（900）	55	令和6年 10月5日
茨　城	1,005（953）	52	令和6年 10月1日
栃　木	1,004（954）	50	令和6年 10月1日
群　馬	985（935）	50	令和6年 10月4日
埼　玉	1,078（1,028）	50	令和6年 10月1日
千　葉	1,076（1,026）	50	令和6年 10月1日
東　京	1,163（1,113）	50	令和6年 10月1日
神奈川	1,162（1,112）	50	令和6年 10月1日
新　潟	985（931）	54	令和6年 10月1日
富　山	998（948）	50	令和6年 10月1日
石　川	984（933）	51	令和6年 10月5日
福　井	984（931）	53	令和6年 10月5日
山　梨	988（938）	50	令和6年 10月1日
長　野	998（948）	50	令和6年 10月1日
岐　阜	1,001（950）	51	令和6年 10月1日
静　岡	1,034（984）	50	令和6年 10月1日
愛　知	1,077（1,027）	50	令和6年 10月1日
三　重	1,023（973）	50	令和6年 10月1日

都道府県名	最低賃金額（円）	引上げ額（円）	発効年月日
滋　賀	1,017（967）	50	令和6年 10月1日
京　都	1,058（1,008）	50	令和6年 10月1日
大　阪	1,114（1,064）	50	令和6年 10月1日
兵　庫	1,052（1,001）	51	令和6年 10月1日
奈　良	986（936）	50	令和6年 10月1日
和歌山	980（929）	51	令和6年 10月1日
鳥　取	957（900）	57	令和6年 10月5日
島　根	962（904）	58	令和6年 10月12日
岡　山	982（932）	50	令和6年 10月2日
広　島	1,020（970）	50	令和6年 10月1日
山　口	979（928）	51	令和6年 10月1日
徳　島	980（896）	84	令和6年 11月1日
香　川	970（918）	52	令和6年 10月2日
愛　媛	956（897）	59	令和6年 10月13日
高　知	952（897）	55	令和6年 10月9日
福　岡	992（941）	51	令和6年 10月5日
佐　賀	956（900）	56	令和6年 10月17日
長　崎	953（898）	55	令和6年 10月12日
熊　本	952（898）	54	令和6年 10月5日
大　分	954（899）	55	令和6年 10月5日
宮　崎	952（897）	55	令和6年 10月5日
鹿児島	953（897）	56	令和6年 10月5日
沖　縄	952（896）	56	令和6年 10月9日
全国加重平均額	1,055（1,004）	51	

雇う上でも、働く上でも、最低限のルール。使用者も、労働者も、必ず確認、最低賃金。

WEBで確認！

最低賃金に関する特設サイト

最低賃金 特設サイト　検索

賃金引上げ特設ページ

賃金引上げ特設ページ　検索

賃金引上げに向けた支援策等を掲載しています。

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

（R6.9）